

北海道知事 高橋はるみ 様

意見書

**藻別川で行われた紋別アイヌ協会のサケマス捕獲は正当なものであると考え、  
その勇気ある行動を全面的に支持します**

アイヌ政策検討市民会議

世話人 丸山 博 室蘭工業大学名誉教授（代表）

宇梶静江 古布絵作家、アイヌ解放運動家

清水裕二 コタンの会代表

田澤 守 樺太アイヌ協会

上村英明 恵泉女学園大学教授

吉田邦彦 北海道大学大学院法学研究科教授

〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目 愛生館ビル5F さっぽろ自由学校「遊」気付

<https://ainupolicy.jimdo.com>

**はじめに**

2018年8月31日から9月1日にかけて、紋別アイヌ協会（畠山敏会長）が、アイヌプリの儀式（イチャルパ、カムイチェプノミ）を執りおこなうため、紋別市の藻別川において2度にわたって遡上サケマス捕獲のための漁網を仕掛けようと試みました。しかし、このような畠山敏工カシの行動は「北海道内水面漁業調整規則に基づく事前申請書が紋別アイヌ協会から提出されておらず、河川でのサケマス捕獲は許可されていない」と繰り返して立ちふさがる紋別警察署員らによって阻まれ、同協会は当初の計画を断念せざるを得ませんでした。現地は、かつてのアイヌコタン（モベツコタン）所在地で、紋別アイヌ協会会員の多くはその子孫です。季節ごとに遠洋から沿岸・河川へと回遊してくるマスやサケは、それぞれ「サキペ＝夏の食べ物」「シエペ＝主食」とアイヌ語で名付けられ、自然資源であるとともに文化と不可分のものとしてアイヌの人々に大切にされてきました。

歴史を少しさかのぼれば、1869年の「北海道内国化」の後、アイヌは日本国民とされ、入植者（和人）と等しく日本国漁業法の罰則適用を受けて、各地のコタンは、従来有していた、地元の河川で

の遡上サケマス利用管理からも排除されました。戦後、アイヌを含む世界の先住民族による権利回復運動の高まりを背景に、北海道は2005年、アイヌに一切のサケマスを捕らせないとした内水面漁業調整規則を改正し、北海道知事による特別採捕許可の要件に「伝統的な儀式や漁法の伝承、これらに関する知識の普及啓発」を加えました。つまり、アイヌが伝統的な儀式や漁法の伝承を行う際、事前に申請書を北海道に提出すれば、ある程度の数に限ってサケマスの捕獲を許可するということになったのです。しかし、今回、紋別アイヌ協会がとった行動によって日本の法律のアイヌへの適用および法律そのものに内在する重大な問題点が改めて浮き彫りにされました。以下、その問題点を日本国憲法と国際人権法の二つの観点から明らかにし、先住民族アイヌの権利を保障するために国と道がなすべき緊急行動を三つにまとめ、その実施を求めるものです。

## 1. 日本国憲法の観点から

1997年3月27日、札幌地方裁判所は、いわゆる二風谷ダム裁判において、「国際人権規約自由権規約27条と憲法13条から先住少数民族であるアイヌの文化享有権を認め、国には過去においてアイヌ独自の文化を衰退させてきた歴史的経緯に対する反省の意を込めてアイヌに対し最大限の配慮をするよう求める」判決を言い渡しました。国際人権規約自由権規約27条はマイノリティが自らの文化を享有し、宗教を公言・実践し、言語を使用する権利を保障するものです。憲法13条は個人の尊重、幸福追求権の保障など人権保障の基本原則の一つです。原告は平取町二風谷の二人のアイヌの工カシ萱野茂と貝澤耕一であり、被告は北海道土地収用委員会と国でした。原告被告の両者とも上訴せず、そのため判決は確定しました。裁判において、貝澤耕一工カシは父の正工カシの遺志として「アイヌ民族を一つの民族として認めるべきだ」とし、さらに「二風谷ダム建設によってチノミシリなどアイヌ民族の精神文化にとって重要な地形が破壊される」と述べ、萱野茂工カシは沙流川に開花した豊かなアイヌ文化を静かに語り、そのアイヌ文化の根幹ともいべきサケ漁の権利の剥奪が非人間的で世界的にも稀であるかを訴えました。しかし、判決から2か月後の同年5月、国はその判決を無視し、アイヌ文化を言語に加えて、音楽、舞踊、工芸などの文化的所産に限定するアイヌ文化振興法を制定しました。したがって、アイヌ文化振興法は、アイヌ文化振興といいながら先住民族文化の特徴である土地や資源と不可分な文化たとえばサケ漁などをアイヌ文化から排除しており、先住民族アイヌの文化享有権を損なうものです。また、北海道がアイヌのサケマス漁に制限を加える根拠とする北海道内水面漁業調整規則は、2005年に改正されたとはいえ、アイヌの正当な文化享有権行使を侵害することに違いはなく、この規則を紋別アイヌ協会に適用したことは憲法違反といえます。

## 2. 国際人権法の観点から

国際人権規約自由権規約27条の下で保障されるマイノリティの文化的権利は、一般コメント23によって、個人的権利であると同時に集団的権利であると解釈されています。先住民族文化については土地や資源と不可分の独特の生活様式も狩猟や漁労などの伝統的活動も含まれるとされます。国際人権規約社会権規約15条1(a)項は、先住民族の場合、一般コメント21によれば、日本を含む締約国に対し、先住民族文化の特徴に即して先住民族の集団的権利を保障するよう求めるものといえます。上記の二つの一般コメントは先住民族が自らに影響を与える決定に参加する権利を保障するよう締約国に求めています。すなわち、国際人権規約は、締約国に対し、先住民族が文化的権利を行使するために彼ら/彼女らの集団的権利と自己決定権を保障するよう求めているといえます。これらの国際人権規約はまた、国際社会においては、世界人権宣言と合わせて国際人権章典と呼ばれ、国際人権法の基盤として尊重され、法的拘束力を有します。したがって、日本を含む締約国には、それぞれの条項に基づき国内法を整備することが義務づけられているのです。加えて、日本国憲法98条2項「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」を踏まえれば、日本政府には国内法を整備しなければならない責務があります。しかし、2018年8月30日、人種差別撤廃委員会が日本政府のレポートを審査し、「アイヌ民族の土地や自然資源への権利を保障し、引き続き、彼ら/彼女らの文化や言語への権利の実現に向けてさらに一層の努力をすること」と勧告しているように、日本政府はいまだに先住民族アイヌの一切の権利を認めていないのです。今回の紋別アイヌ協会のサケマス漁を不法にした背景には、こうした日本政府の不作為があったとって過言ではありません。

## 3. 要望提案

私たちアイヌ政策検討市民会議は、したがって、このたびの紋別アイヌ協会の行動を全面的に支持し、日本政府および北海道に対して、以下の3項目の速やかな実施を強く求めます。

- (1) 北海道内水面漁業調整規則を先住民族アイヌに適用することを中止すること。また同規則そのものが2005年の改正後もアイヌの正当な文化享有権行使を原則として制限すると考えられることから、規則自体も廃止すること。
- (2) それに代わるものとして、民法の入会権（民法263条、294条）を基に、それを共有的に基礎づけるか、利用権的に基礎づけるかいずれにせよ、環境保護に留意した共通資源への先住民族アイヌの権利を保障する規則を制定すること
- (3) 過去にアイヌに対して行った歴史的不正義をただすためにも、憲法98条2項に基づき、国際人権規約自由権規約27条と社会権規約15条1(a)項によって保障される先住民族アイヌの文化的権利をアイヌ文化振興法に書き込むこと。

\*因みに付言するが、ここで触れている「文化享有権」、さらには21世紀の権利の象徴とされる「先住民族の文化的権利」は、日本のアイヌ政策で通常イメージされているような「非政治的・非法的な権利」ではなく、自由権・社会権をも克服する新たな権利であり、すぐれて、政治的・法的なものであり、2007年の国連の先住民族の権利宣言の所有権規定（25条、26条、27条、28条）や民法の入会規定（263条、294条）等とも、親和的なものである。巷間喧伝されている特殊日本的な意味での「（非政治的・非法的な）文化面へのアイヌ政策の封じ込め」とは全く異なることを、誤解を避けるために記しておきたい。

\*また、アイヌ文化振興法への付記という形をとっているのは、目下のアイヌ民族に関連する法律としてはこれしかなく、また故萱野茂工カシが、「今後のアイヌ政策の発展の苗木として育てていきたい」と言われたことを踏まえて、そして、上記の如き「世界標準」に合わせて本法律の「文化」の意味も換骨奪胎されていかなければならないと願うからである。関係諸氏のご賢察をお願いする次第である。